

## 山田町環境基本計画等策定業務委託仕様書

### 1 業務名

山田町環境基本計画等策定業務委託

### 2 目的

現行の山田町環境基本計画は、平成13年度に策定してから10年間の計画期間を経過、また、地球温暖化対策推進法に基づく山田町役場地球温暖化対策実行計画は、平成18年度に策定してから5年間の計画期間を経過している。

そのため、それぞれ新たに次期計画を策定する必要があるが、新たな計画の策定に当たっては、現在の社会情勢や国、県等の政策の動向、また、「持続可能な開発目標(SDGs)」を踏まえ、本町の環境行政のあるべき姿を明確化し、関連する施策の推進を図る指針を定めることを目的とする。

については、密に関連する2つの計画策定に当たって、社会や経済、化学等幅広い分野における知識や、専門性の高い調査、測定等が必要となることから、本業務委託を実施するものである。

### 3 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

### 4 業務内容

#### (1) 山田町環境基本計画策定業務

##### ア 基礎調査

計画素案を作成するための基礎情報を収集、整理、分析するため、概ね次のような調査を実施すること。

##### (ア) 地域特性の把握

山田町の自然環境や生活環境、社会環境の現状及び、これらに関連する施策の進捗や課題、ニーズ等を調査、分析し、山田町の環境の概況を明確にすること。

##### (イ) 現行計画の検証

前記(ア)の結果を現行計画に照らして検証し取りまとめること。

##### (ウ) 国内外の動向整理

国内外における環境状況や社会経済情勢の変化、環境に関する政策の動向について把握するとともに、各主体の先進的な取組やトレンド等について調査し情報を収集、整理して取りまとめること。

##### (エ) 環境意識調査

町民、事業者、小中学校等を対象とし、アンケート調査を実施。それぞれ適当な調査票を作成のうえ実施し、集計及び解析を行うこと。

(オ) 現状分析と課題の抽出

前記(ア)から(エ)による調査結果や現行計画の検証結果を踏まえて、山田町の環境特性や地域が抱えている環境上の問題点を分析し、今後の課題を抽出すること。

イ 素案作成

前記アによる基礎調査の結果を基に、概ね次のような工程により計画素案を作成すること。

(ア) 全体的な構成の検討

計画書のデザインを検討し提案すること。

(イ) 基礎調査結果の整理

基礎調査の結果を体系的に整理すること。

(ウ) 環境像の設定

基礎調査の結果を基に、山田町としての望ましい環境像を検討し提案すること。

(エ) 目標の設定

前記(ウ)による環境像へ向けた基本目標を検討し提案すること。

(オ) 施策の検討

前記(エ)による目標の達成に有効と見込まれる施策を検討し提案すること。また、各目標及び施策はSDGsの位置づけを行うこと。

(カ) 計画素案作成

前記(ア)から(オ)までの工程を取りまとめ計画書の素案を作成すること。

ウ ワークショップ実施支援

町民の意見を反映させるため、町民ワークショップを1～2回程度実施。ワークショップで使用する資料を作成するとともにワークショップへ出席し、事務局の運営を支援すること。

エ パブリックコメント実施支援

素案に基づき実施するパブリックコメントについて、町ホームページでの周知や実施方法、意見集約等を支援すること。

オ 原案作成

計画素案にパブリックコメント等を反映させ、調整のうえ原案として作成すること。(A4版カラー、100ページ以内)

カ 年次点検評価表の作成

目標の達成状況及び施策の実施状況について、毎年点検し評価するための年次点検評価表を作成すること。

キ 概要版の作成

作成した環境基本計画を広く町民に周知するため、分かりやすくまとめた概要版を作成すること。(A4版カラー、概ね10ページ以内)

ク 会議への出席対応

会議資料を事務局と協力し作成するとともに、会議に出席し説明補助等の支援を行うこと。会議は、環境審議会3回程度、庁内会議3回程度を予定。

(2) 山田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定業務

ア 基礎調査

(ア) 基礎資料の整理

本町の温室効果ガス排出量削減を検討する基礎資料として、法的制度や国、県等の政策及び計画等を把握し取りまとめること。

(イ) 現状の把握

現状における本町の温室効果ガス削減に関連する取組について、庁内アンケート調査等により把握し取りまとめること。

(ウ) 省エネルギー診断

町が所有し管理する施設の省エネルギー診断を実施すること。

対象施設は町が指定する3施設とする。

(エ) 温室効果ガス総排出量の現況把握

本町の事務事業に係る施設のエネルギー消費状況を整理し、最新の「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定マニュアル」（環境省）等を参考に温室効果ガスの総排出量を把握すること。

イ 計画案作成

前記アによる基礎調査の結果を基に、概ね次のような工程で計画案を作成すること。

(ア) 全体的な構成の検討

計画書のデザインを検討し提案すること。

(イ) 基礎調査結果の整理

基礎調査の結果を体系的に整理すること。

(ウ) 削減目標の設定

基礎調査の結果を踏まえて目標を検討、また、項目によって目標数値を算出し提案すること。

(エ) 施策の検討

前記（ウ）による目標の達成に有効と見込まれる施策を検討し提案すること。

(オ) 計画案作成

前記（ア）から（エ）までの工程を取りまとめ計画書案を作成すること。

ウ 温室効果ガス排出量算定システムの構築

本計画による施策の実施結果を検証するためのシステムを構築すること。

エ 温室効果ガス排出量算定システムに係る研修会

前記ウのシステムを使用する町職員への研修会を開催すること。

(3) 成果品の提出

本業務の成果品は次のとおりとする。

ア	山田町環境基本計画	20部
イ	山田町環境基本計画概要版	20部
ウ	年次点検評価表	一式
エ	山田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	20部
オ	上記ア～エの電子データ	一式
カ	温室効果ガス排出量算定システムの電子データ	一式

## 5 報告及び検査

山田町は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、又は検査することができる。

受託者は、山田町からこれらの求めがあった場合には、誠実に対応しなければならない。

## 6 守秘義務

受託者は、本業務の履行で知り得た情報は第三者へ漏らしてはならない。また、本業務の契約が終了した、又は解除された後についても同様とする。

## 7 その他留意事項等

- (1) 本業務の成果品に関する著作権等の権利は、受注者固有の知識、技術を除き、全て山田町に帰属するものとし、受託者は山田町の当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 山田町は、本業務に必要な資料を受託者に貸与するものとし、受託者は業務完了後遅滞なく当該資料を山田町に返還しなければならない。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、受託者からの提案をもとに、町と受託者が十分に協議を行いながら実施するものとする。
- (5) 受託者は、本業務に係る責任担当者を選任し、山田町に報告すること。
- (6) 契約に当たっては、提案内容を踏まえて山田町と受託者で協議のうえ、別に仕様書を作成するものとする。
- (7) その他本業務の履行上必要な事項については、山田町と受託者で協議のうえ決定する。
- (8) 本業務に係る費用は、全て契約金額に含むものとする。